

令和5年3月20日 広報課

送付文書 計1枚

報道機関 各位

## 本市職員の懲戒処分について

市では、本日3月20日付で市職員に対する懲戒処分を行いましたので、下記のとおり公表いたします。

- 被処分者 福祉保健部主事 31歳 男性
- 事案概要 令和4年10月14日（金）に公務のため千葉県内の出張先に向かう途中で車両交通事故を起こした。高速道路から一般道に降りた後、赤信号を見落とし交差点に進入して、左から直進してきた相手車両と衝突し、同乗者及び相手車両搭乗者に負傷を負わせた。  
この事故に対し、令和5年2月17日（金）に罰金50万円の略式命令（過失運転致傷）を受けた。
- 処分内容 懲戒戒告（地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号適用）
- 処分発令日 令和5年3月20日

### ※ 市長コメント

今回の事案は、安全運転を怠った重大な職務義務違反であり、市民のみなさまに深くお詫び申し上げます。

再びこのような事案を起こすことのないよう安全運転を職員に徹底し、市民のみなさまの信頼回復に努めてまいります。

### 【問い合わせ】

立川市行政管理部人事課 担当：人事課長 とくまる ゆうご  
徳丸 祐豪

TEL 042-523-2111（内線）2144